

市 真 門 再犯防止 推進計画

案

「誰一人取り残さない」安心して安全に暮らせるまちを目指して

市 真 門

令和3年 月

あいさつ



目 次

計画の基本的な考え方	1
再犯防止を取り巻く状況	3
目指すべき将来像	5
6つの重点項目	
重点項目(1) 人権尊重のまちづくりの推進	7
重点項目(2) 就職に向けた支援等の充実	8
重点項目(3) 住居確保の支援	9
重点項目(4) 適切な保健医療・福祉サービスの利用促進	11
重点項目(5) 学校等と連携した修学支援	12
重点項目(6)更生保護活動の促進及び周知啓発	13
再犯防止を推進するための連携体制	15
門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱	16
参考資料	17
資料1 再犯の防止等の推進に関する法律(概要)	
資料2 国の再犯防止推進計画(概要)	
資料3 大阪府再犯防止推進計画(概要)	

計画の基本的な考え方

計画策定の背景

我が国の刑法犯の認知件数は平成 14(2002)年をピークに減少傾向が続いており、再犯者の人員も漸減しておりますものの、検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は一貫して増加しています。

このような中、平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める」ことが努力義務として明示されました。国は法に基づき平成 29(2017)年 12 月に再犯防止推進計画(以下、「国計画」という。)を、また、大阪府は、令和2年3月に「大阪府再犯防止推進計画」(以下、「府計画」という。)を策定しています。

犯罪をした人等の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定であったり、適切な支援を受けられなかったりして、更生意欲があっても、再び犯罪に手を染めてしまう人がいます。法や国計画では、こうした人たちの立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害者を作らないためにも重要であることが示されています。

計画の目的

- ・法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として、国計画及び府計画の趣旨を踏まえ、本市における各般の行政領域にまたがる施策を総合的に推進することを目的に策定します。
- ・本計画では6つの重点課題を定め、再犯の防止及び犯罪をした人等かを問わず、広く市民を対象に提供している各種サービス等で、犯罪抑止や再犯防止、更生支援、更生保護につながる取組を記載しています。

ことば

更生支援 罪に問われた人等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動を言います。

更生保護 犯罪や非行をした人たちを社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

犯罪をした人等 本計画では法第2条第1項の「犯罪をした者等」に基づき「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者」を指します。

再犯の防止等 本計画では法2条第2項の「再犯の防止等」に基づき、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)」を指します。

計画の位置づけ

本市のまちづくりの指針である第6次総合計画を上位計画とし、地域福祉計画など他の関連計画との整合性をはかって作成しています。

計画の期間

本計画の期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

再犯防止を取り巻く状況

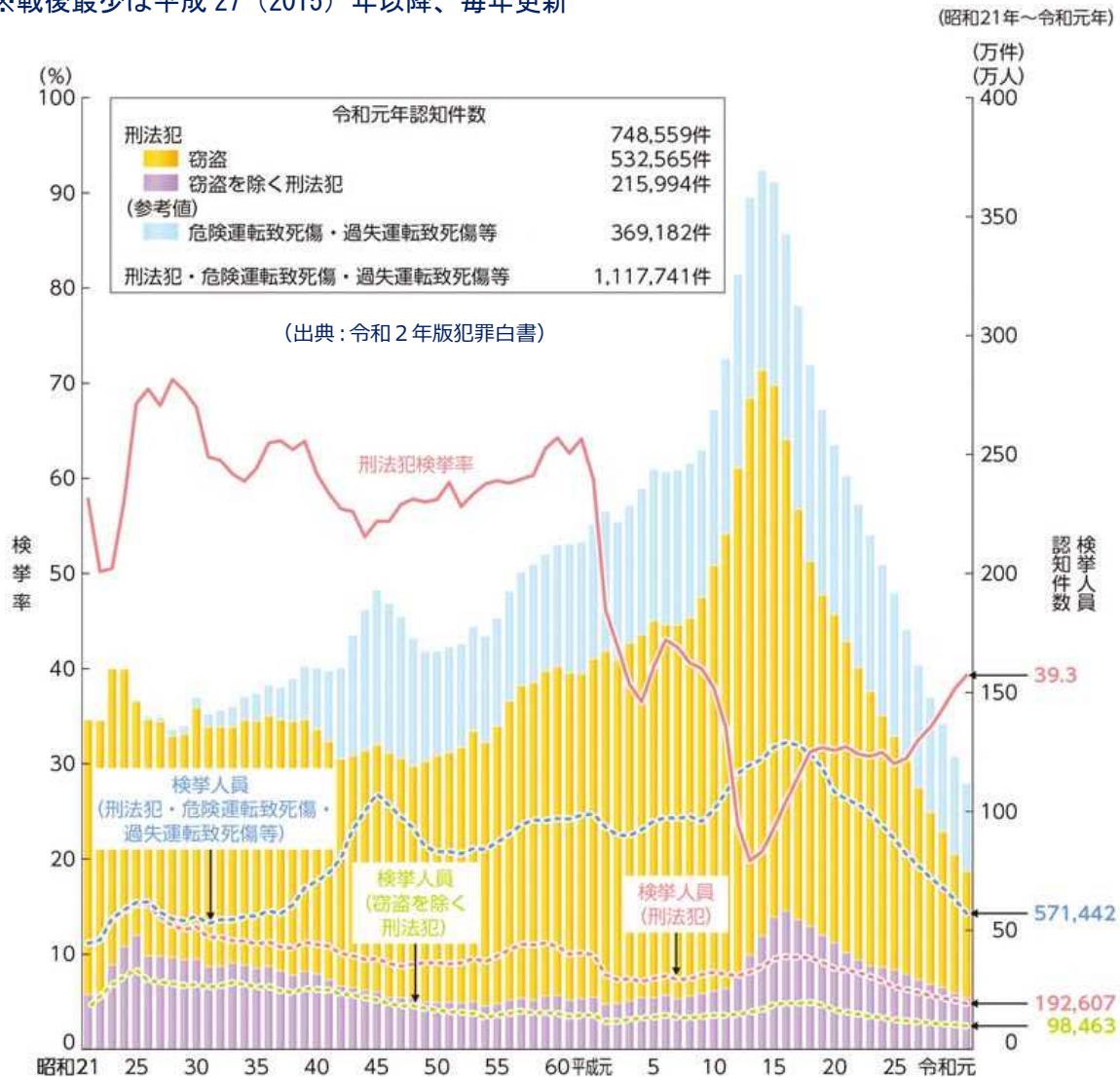
犯罪の発生状況

全国、府、本市における刑法犯の認知件数及び刑法犯検挙人員中の再犯者人員については、近年いずれも減少傾向にあります。再犯者率は年々上昇傾向にあります。

全国における刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移

刑法犯の認知件数は、平成期において、平成元（1989）年から年々増加傾向にあり、平成8（1996）年からは毎年戦後最多を更新し平成14（2002）年には285万4,061件にまで達しましたが、平成15（2003）年に減少に転じて以降、16年連続で減少しており、平成30（2018）年は81万7,338件（前年比9万7,704件（10.7%）減）と戦後最少を更新しました。

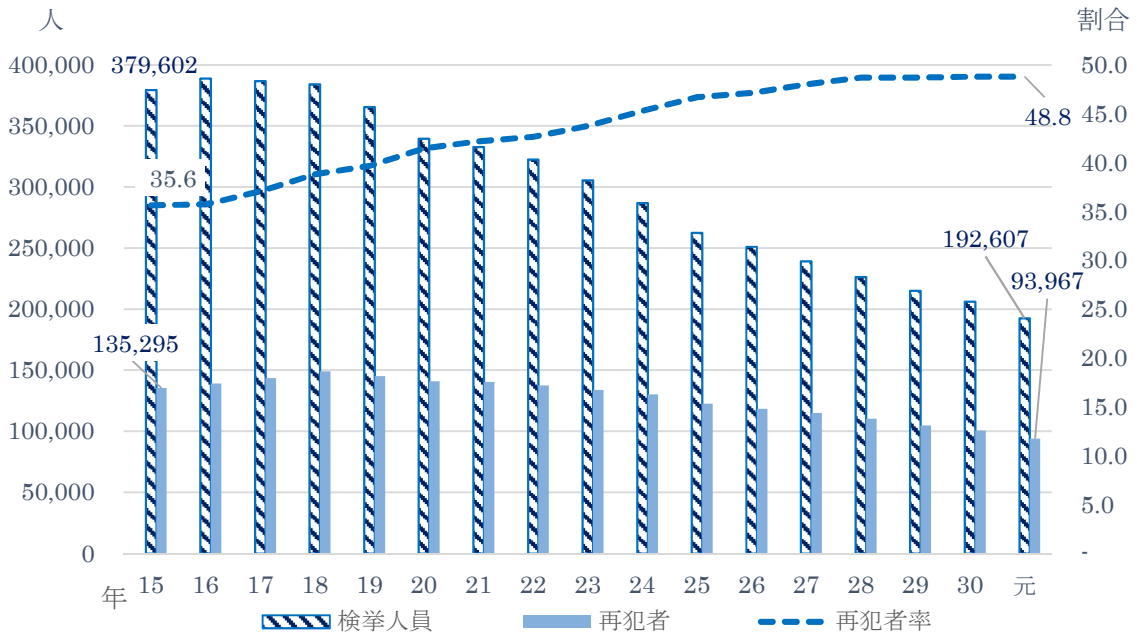
※戦後最少は平成27（2015）年以降、毎年更新



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（平成15年～令和元年）

刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19（2007）年以降毎年減少しています。一方、再犯者率は初犯者数が大幅に減少していることもあり近年は上昇傾向で、過去最高となっています。



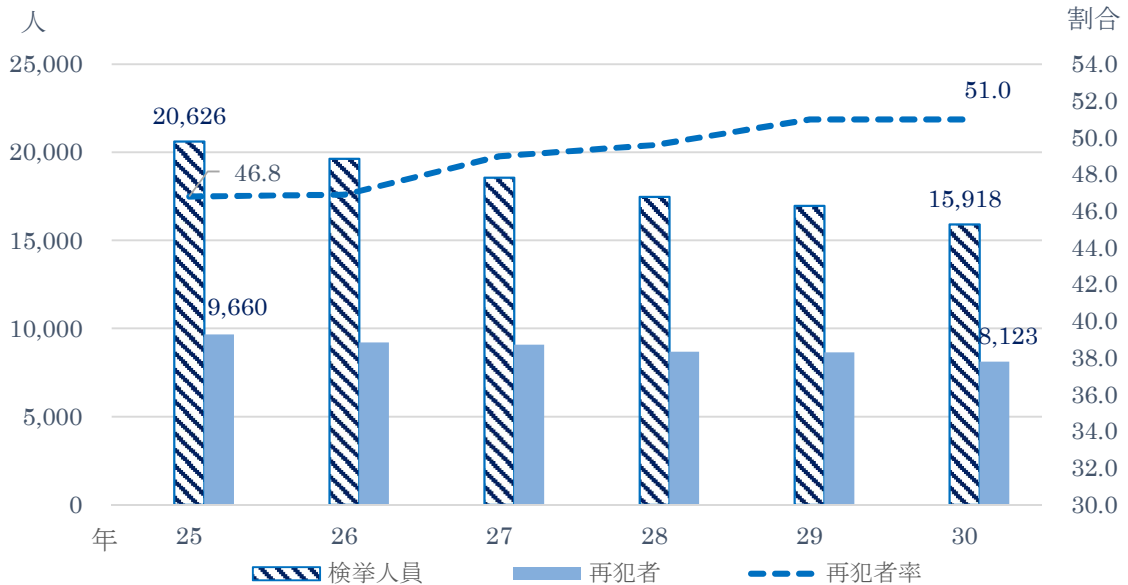
1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（平成25年～30年）

府域の刑法犯における再犯者の占める割合状況は平成30（2018）年で51.0%となっています。



1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

門真警察署犯罪統計(令和元年)

管轄区域における再犯者の状況は、刑法犯及び覚醒剤取締法違反の占める割合が高くなっており、前者で約 56%、後者では約 90%となっています。

罪種別 検挙人員 (少年を除く)	総数		初犯者		再犯者	
		うち)女性		うち)女性		うち)女性
刑法犯総数	218	35	96	21	122	14
うち)凶悪犯	6	1	2	0	4	1
うち)粗暴犯	50	5	21	3	29	2
うち)窃盗犯	94	22	45	12	49	10
うち)知能犯	15	2	6	2	9	0
うち)風俗犯	10	0	5	0	5	0
覚醒剤取締法	21	3	2	1	19	2
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	1	1	1	1	0	0

1 法務省矯正局提供による門真警察署データを基に作成

2 犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上している

目指すべき将来像

法や国計画、府計画、門真市第6次総合計画などの本市関連計画の内容を踏まえ、目指すべき将来像を次のとおり設定します。

- 更生の意欲をもつ犯罪をした人等の立ち直りを支えるまち
- 生きづらさを抱える人たちが孤立しないよう支えあうまち
- 市民一人ひとりが互いを大切に、違いを認め合う、人権や多様性を尊重する意識が定着しているまち

6つの重点項目

法や国計画、府計画に掲げる基本方針と重点課題、及び、本市の特性を踏まえ、6つの重点項目を設定し、取り組みを進めます。

重点項目(1) 人権尊重のまちづくりの推進

- ①人権に配慮した行政の推進
- ②人権啓発推進事業の実施
- ③犯罪被害者とその家族の人権についての啓発
- ④人権相談事業の実施
- ⑤女性サポートステーション運営事業(女性のための相談)の実施

重点項目(2) 就職に向けた支援等の充実

- ①地域就労支援センター運営事業(就労相談)の実施
- ②女性サポートステーション運営事業(就労相談・就労セミナー)の実施
- ③生活困窮者就労準備支援事業(就労支援等事業(生活保護)の実施
- ④協力雇用主、コレワークとの連携
- ⑤非行少年の就職及び就労の定着

重点項目(3) 住居確保の支援

- ①生活困窮者住居確保給付金の給付
- ②生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)の実施
- ③サービス付き高齢者住宅の情報提供
- ④障がい者総合支援法に基づく自立支援給付の支給決定
- ⑤住宅確保に関する情報の提供
- ⑥更生保護施設または矯正施設との連携

重点項目(4) 適切な保健医療・福祉サービスの利用促進

- ①生活保護給付事業の実施
- ②認知症の人への支援の実施
- ③介護保険サービスの実施
- ④養護老人ホームへの措置入所
- ⑤自立支援医療(精神通院医療)制度の実施
- ⑥障がい者総合支援法に基づく自立支援給付
- ⑦成年後見申立支援事業の実施
- ⑧関係機関への計画の周知、情報共有
- ⑨薬物依存・アルコール依存等に関する周知・啓発

重点項目(5) 学校等と連携した修学支援

- ①子どもの健全育成事業の実施
- ②子ども悩み相談サポートチーム
- ③大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業の実施
- ④関係機関と学校との連携

重点項目(6) 更生保護活動の促進及び周知啓発

- ①更生保護団体への活動支援
- ②社会を明るくする運動門真市実施委員会への活動支援
- ③再犯防止啓発月間の周知
- ④市職員への理解促進

重点項目(1) 人権尊重のまちづくりの推進

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別意識が存在し、更生意欲があっても地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことが難しくなっています。本人が強い更生意欲を持ち、家族、職場、地域社会が立ち直りについて理解し支えることが、新たな犯罪被害者を生まないためにも重要です。また、犯罪をした人等に限らず、一人ひとりが互いを大切にし、人権や多様性を尊重する意識が定着することで、誰もが孤立することなく安心して暮らせるようになることから、人権擁護の取り組みを進めていきます。

【具体的な市の取り組み】

①人権に配慮した行政の推進 【人権市民相談課】

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、自分らしく幸せに生きていくための権利です。自分の意見を言う、教育を受ける、好きな仕事をする、安心して幸せな人生を送るなど、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものが人権であり、日本国憲法において基本的人権の尊重は大きく掲げられています。しかし、私たちの身の周りでは、偏見や固定観念、知識不足による差別やいじめ、虐待等、様々な人権に関わる問題が起こっています。人権が尊重される社会を築くためには、一人ひとりがそれぞれの個性を大切にし、互いの違いを認め合いながら、他の人の権利と尊厳について深く理解するとともに、自分の権利を行使する時には責任が伴うことを自覚することが大切です。行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に基づいた施策を実施していくとともに、人権尊重の重要性の理解を深め人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。

②人権啓発推進事業の実施 【人権市民相談課】

人権尊重の意識の醸成に努め、全ての人が平和に暮らせる社会の実現を目指し、人権啓発講座「ともに生きる」や12月の人権週間に合わせた「ひと・愛・コンサート」の実施、人権週間特集号の作成・配布を行います。また、門真市人権協会及び人権擁護委員が行う啓発事業等に対して補助金を交付し取り組みを支援します。

③犯罪被害者とその家族の人権についての啓発 【人権市民相談課】

犯罪等により被害を受けられた方やその家族の多くが、犯罪被害そのものだけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショックや経済的負担、周囲の人たちからの無理解から責められたり、興味本位の質問や事実とは異なるうわさを流されたりする二次的な被害にも苦しんでいます。犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるよう見舞金の支給とともに被害者支援の啓発に取り組みます。

④人権相談事業の実施 【人権市民相談課】

人権課題を抱える市民に対し、事案に応じた適切な助言や情報提供を行い、課題解決に向けたサポートを行います。

⑤女性サポートステーション運営事業（女性のための相談）の実施 【人権市民相談課】

生き方、子育て、介護、家庭・夫婦・その他人間関係など、女性が抱える様々な悩みに対し、事案に応じた適切な助言や情報提供を行い、課題解決に向けたサポートを行います。

ことば

犯罪被害者とその家族の人権 国計画では、基本方針の中で「再犯の防止に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う」としています。犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるよう、被害者の声に耳を傾け、理解を深め、人権に配慮していくことが大切です。

重点項目(2) 就職に向けた支援等の充実

刑務所に再び入所した人のうち、7割が再犯時に無職であった人で、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事についている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯に結びつきやすいことから、安定した職を得てそこに定着できるよう、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細やかな就労支援に努めるとともに、各種相談窓口につながるよう周知に取り組みます。

【具体的な市の取り組み】

①地域就労支援センター運営事業（就労相談）の実施 【産業振興課】

地域就労支援コーディネーターが障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人に、雇用や就労につなげることを目的としたアドバイスや支援を行っています。

②女性サポートステーション運営事業（就労相談・就労セミナー）の実施【人権市民相談課】

求職中の女性に対し、仕事探しの方法や心構え、資格・技能取得講座、履歴書の書き方や面接の受け方など就労に関する様々な相談についてアドバイスします。また、社会の中でキャリアを積み上げるうえで何が大切かを考え、これからのキャリアを次の展望へつなげるためのセミナーを行います。

③生活困窮者就労準備支援事業 【福祉政策課】/就労支援等事業（生活保護）の実施 【保護課】

生活困窮者自立相談支援事業の対象者や働くことができる保護受給者のうち、就労を希望しつつ自力の就職活動のみでは早期就職が難しいと思われる人に対し、日常・社会的自立から就労までを一貫して支援します。

また、早期就職にむけ、カウンセリング、ボランティア参加や中間的就労のサポートから就職先のあっせんまでを含む、手厚い就労支援を行います。

就労支援事業者に対して、刑事司法関係機関との連携や犯罪をした人等の社会復帰を支援することの必要性について説明した資料を配布するなど、理解促進に資する情報提供を行い、事業者から支援員に対し、研修が実施されるよう要請します。

④協力雇用主、コレワークとの連携 【人権市民相談課】 **新規**

協力雇用主やコレワーク（矯正就労支援情報センター）と連携し、パンフレットの配架や市ホームページで周知するとともに、刑務所出所者等の雇用実績が雇用主の社会的評価の向上につながる取り組み等を検討します。

⑤非行少年の就職及び就労の定着 **【学校教育課】【人権市民相談課】** **新規**

非行少年をはじめ、就職を希望する中学生に対し就職ガイダンスを実施します。

また、門真地区保護司会や大阪保護観察所と協力し、本市在住の保護観察対象少年等について、社会復帰につながる取組みとして就労の機会提供など検討します。

ことば

協力雇用主 犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする事業主のことです。(法第14条)

コレワーク(矯正就労支援情報センター) 法務省が所管する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的に、就労支援を専門的に行っています。

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズを聞いた上で、そのニーズに適合する人を收容する矯正施設を紹介します。その他、採用手続に関する支援や、刑務所等で実施している職業訓練見学会等の日程調整も行うほか、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供する取組みも行っています。

重点項目(3) 住居確保の支援

刑事施設を満期で出所した人のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの人々の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかになっています。適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための基本となることから、人々の様々な事情に配慮した住居確保支援に取り組めます。

【具体的な市の取組み】

①生活困窮者住居確保給付金の給付 **【福祉政策課】**

離職などで経済的に困窮し住居を失った人、または失う恐れが高い人が安心して就職活動を行えるよう、一定期間、家賃の補助を行います。

②生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)の実施 **【福祉政策課】**

一時的に住居を失った生活困窮者に、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における一時生活支援事業シェルター協力施設(宿泊場所)を提供し、自立に向けた支援を行います。

③サービス付き高齢者住宅の情報提供 **【高齢福祉課】**

民間企業が運営しているサービス付高齢者向け住宅について、市ホームページで情報提供を行います。

④障がい者総合支援法に基づく自立支援給付の支給決定 **【障がい福祉課】**

障がい者総合支援法に基づく福祉サービスの支給決定を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

⑤住宅確保に関する情報の提供 【都市政策課】

保護観察対象者や関係機関等に対し新たな住宅セーフティネット制度に関する問合せ先や募集状況等について市ホームページ等を通じて分かりやすい情報提供に努めます。

⑥更生保護施設または矯正施設との連携 【保護課】 **新規**

更生保護施設または矯正施設に入所する人のうち、門真市内に居所を希望し、かつ福祉サービス等を必要とする人が円滑に支援を受けられるよう、必要に応じて各施設と連携を図ります。

ことば

住宅セーフティネット制度 平成 29（2017）年 10 月 25 日付で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。大阪府では大阪府あんぜん・あんしん賃貸検索システムを構築し高齢者、低額所得者、障がい者、外国人子育て世帯等からの住まい探しの相談に応じる不動産事業者（「協力店」）、これらの方の入居に積極的な一定の質を備えた民間賃貸住宅等の情報を提供しています。

サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定の確保等に関する法律の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

更生保護施設 主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者等を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職や生活相談等を行う施設です。

保護観察所 犯罪をした人等に対し、社会の中で更生するように指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。

矯正施設 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称

刑務所：懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容し、矯正処遇を実施

少年刑務所：少年受刑者や 26 歳未満の成人受刑者などを収容し、矯正処遇を実施

拘留所：被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容

少年院：家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を実施

少年鑑別所：主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、審判等のため、専門的な知識により鑑別を実施 法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施

婦人補導院：売春防止法の罪を犯して補導処分に付された満 20 歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を実施

重点項目(4) 適切な保健医療・福祉サービスの利用促進

刑法犯検挙人員や刑法犯の新受刑者数のうち高齢者や障がいのある人等が占める割合が高くなっており、適切な福祉の支援を受けていない人が多くいます。犯罪をした人等に限らず、全ての人が適切な福祉サービスを受け、孤立しないよう支援します。また、薬物事犯者については、犯罪をした人等であると同時に薬物依存症の患者であり治療が必要であるという認識が広がるよう啓発を行います。また、地域福祉計画の改訂に際して、高齢者や障がいのある犯罪をした人等に対する支援を盛り込むことを検討します。

【具体的な市の取り組み】

①生活保護給付事業の実施 【保護課】

生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長します。

②認知症の人への支援の実施 【高齢福祉課】

・認知症ケアパス：くすのき広域連合、関係機関と連携し、認知症の進行状況に合わせ、いつでも、どこでも、医療や介護などのサービスを利用することができるのかを標準的に著した「認知症ケアパス」を活用し、支援を行います。

・認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的におこない、自立生活のサポートをチームで行います。

③介護保険サービスの実施 【くすのき広域連合】

高齢者等が住み慣れた町で介護が必要になっても、人間として尊厳を持ち自立した生活ができるよう介護保険サービスを提供します。

④養護老人ホームへの措置入所 【高齢福祉課】

養護老人ホームへ入所措置を行うとともに、安定した日常生活が送れるようになった方に今後の生活について支援をします。必要に応じて地域包括支援センターや関係機関等と連携を取り支援を行います。

⑤自立支援医療（精神通院医療）制度の実施 【障がい福祉課】

精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある症状の人に、通院のための医療費の自己負担の軽減を行います。

⑥障がい者総合支援法に基づく自立支援給付 【障がい福祉課】

障がい者総合支援法に基づく福祉サービスの支給決定を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

⑦成年後見申立支援事の実施 【高齢福祉課】【障がい福祉課】

身寄りが無い等の理由で親族等に法定後見の申立てができない人に対して、親族に代わって市長が家庭裁判所に申し立てを行い、申立てに必要な費用の一部または全部を市が負担するとともに、後見人等が選任された後の報酬の支払いが困難な方に対して助成を行います。

⑧関係機関への計画の周知、情報共有 【福祉政策課】 **新規**

社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立相談支援事業の支援調整会議や、民生委員・児童委員等が出席する定例会等において本計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。

⑨薬物依存・アルコール依存等に関する周知・啓発 【健康増進課】【教育総務課】 **新規**

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状です。薬物のほかにも、アルコール、性、ギャンブルなど、「依存」についての理解が地域に広がるよう、府が作成した啓発物の配布に協力する他、市広報紙等により周知啓発を行います。

重点項目(5) 学校等と連携した修学支援

非行少年の刑法犯検挙人員のうち再非行少年が半数近くを占めていることから、関係機関等の連携による非行防止の推進が重要です。また、非行をした少年の継続した学びや、進学・復学のための支援等が非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できることから、家庭、学校、地域が密接に連携協力し、児童、生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

【具体的な市の取り組み】

①子どもの健全育成事業の実施 【保護課】

教育や児童福祉等に関する専門知識を有する「子ども育成相談員」が、被保護世帯及び生活困窮世帯のうち、18歳未満の子どもやその親等を対象に、健全な日常生活習慣を身につけるための支援や子どもの進学に関する支援、引きこもりや不登校の子どもへの自立に向けての支援、高校進学者の中退防止に関する支援などを行い、被保護世帯等の子どもが健全に育成される環境を整備します。

②子ども悩み相談サポートチーム 【学校教育課】

児童・生徒やその保護者等からの悩みの相談に応じるとともに、学校と連携し、ケース会議等の実施及び対応により、いじめ、不登校・暴力行為等の問題行動の課題解決を図ります。

③大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業の実施 【学校教育課】

スクールカウンセラーを1日6時間、年間35回各中学校に配置し、児童・生徒、保護者、教職員への個別の面接を行うほか、ケース会議への参加や研修等を行います。

④関係機関と学校との連携 【学校教育課】

非行少年等に対して、学校と保護司、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等が緊密に連携して立ち直りを支援します。

ことば

法務少年支援センター 少年鑑別所は、法務少年支援センターという名称で、非行・犯罪問題の専門機関として本人やその家族、機関等からの依頼に応じ、心理相談のほか、面接や各種心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演等を行っています。例えば、問題行動のある生徒への関わり方に悩む学校の先生や保護者からの依頼を受け、問題行動等のメカニズム分析のほか、今後の本人の関わり方についての助言や、ワークブック等を用いた心理教育、生徒全般を対象とした法教育授業等も行っています。

名称に「少年」とありますが、少年の問題に限らず成人についても相談可能で、刑事司法関係機関をはじめ、保健医療・福祉関係機関や地方自治体等、他機関と連携した支援も行っています。

重点項目(6) 更生保護活動の促進及び周知啓発

地域において、更生保護活動は、民間協力者の保護司をはじめとした更生保護ボランティアと呼ばれる人たち、就労の支援を行う協力雇用主のほか、関係機関・団体の理解と協力による幅広い連携によって推進されています。民間協力者の活動支援を行うとともに、関係機関や関係各課が横断的に連携できる体制を整え、更生保護活動の促進及び周知啓発に関する取り組みを行います。

【具体的な市の取り組み】

①更生保護団体への活動支援 【人権市民相談課】

更生保護サポートセンターの開設、保護観察対象者との面談等、公共施設による場の提供とともに、保護司会活動の促進に寄与するよう補助金を交付します。また、要請に応じ、民間協力団体が実施する研修への職員派遣等の協力や、市広報紙・ホームページによる更生保護に関する情報の周知等を行います。

②社会を明るくする運動門真市実施委員会への活動支援 【人権市民相談課】

少年の非行防止や更生の援助を図るため、「社会を明るくする運動」門真市実施委員会が行う街頭キャンペーンや啓発ポスターの掲示、小・中学生の生徒を対象とした作文コンテストの実施などの周知啓発事業に対して補助金を交付します。

③再犯防止啓発月間の周知 【人権市民相談課】

市広報紙・ホームページにより、7月の再犯防止啓発月間について広報活動を実施します。

④市職員への理解促進 【人事課】 **新規**

市職員研修において、更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等）や少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員、少年警察協助力員等）の活動についてのチラシ等を配布し理解の促進に努めます。

ことば

保護司 法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。保護観察官と協力して犯罪をした人等に対して更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行いその立ち直りを支えます。また、生活環境調整や犯罪予防活動も行います。

更生保護女性会 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体で、会の趣旨に賛同する女性であれば誰でも参加できます。

BBS会 様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援したりするとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

少年警察ボランティア 警察から委嘱され、少年非行防止及び少年の保護を図るための活動を行います。警察と協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。

再犯防止を推進するための連携体制

再犯防止の推進にあたっては、国、府、関係機関・団体と連携・協力しながら再犯防止の施策を推進していきます。

庁内連携・推進体制

「法」に基づき、再犯の防止等に関し、地域の実情に応じた計画を策定し実施するため、門真市再犯防止推進検討委員会を設置しました。

門真市再犯防止推進検討委員会

委員長	人権市民相談課長
副委員長	福祉政策課長
委員	総務課長、人事課長、産業振興課長、健康増進課長、生涯学習課長 保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、都市政策課長、 教育委員会事務局学校教育課長

本計画策定にあたっては、門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱第6条に基づき、大阪矯正管区、大阪保護観察所、門真地区保護司会、門真市社会福祉協議会、門真警察署、守口保健所、ハローワーク門真から参考意見を頂きました。

関係機関との連携体制

犯罪や非行をした人の立ち直りの援助及び再犯予防のための取組等を適切に進めるため、本計画に基づき、市や関係機関等で構成する連絡会議を設置し、定期的に情報や課題の共有を図ります。

(仮称) 門真市再犯防止推進連絡会議

委員長	門真市市民文化部次長
委員	大阪矯正管区 大阪保護観察所 門真地区保護司会 門真市社会福祉協議会 門真警察署 守口保健所 ハローワーク門真、門真市人権市民相談課長

門真市再犯防止推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「法」という。)に基づき、再犯の防止等に関し、地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するため、門真市再犯防止推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見の交換及び関係者相互の連絡調整を行う。

- (1) 法第8条に規定する再犯防止推進計画の策定等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は人権市民相談課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課長、人事課長、産業振興課長、生涯学習課長、健康増進課長、保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、都市政策課長、教育委員会事務局学校教育課長
--

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民文化部人権市民相談課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

參考資料

資料 1 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

資料2 国の再犯防止推進計画（概要）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

概要

■ 策定の趣旨（法的根拠）

再犯防止推進法第8条第1項において、国の再犯防止推進計画を勘案し、都道府県及び市町村においても地方再犯防止計画を定めるよう努めなければならぬと規定

■ 計画の位置づけ

既存施策を再犯防止の推進という観点から整理し、体系的に提示するもの

■ 計画期間

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間 ※国の動向(国の次期計画：令和5年度～)や社会状況の変化等を踏まえ、今期計画の効果検証と必要なデータの収集を行った上で、次期計画を策定

■ めざす姿

- ▼ 犯罪被害者等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然だが、犯罪をした者等に対しても、真摯に反省し社会復帰に臨むのであれば、その立ち直りを助け、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようにしなければならない
- ▼ この考えの下、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図る
- ▼ 上記社会の実現により、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざす

■ 新たな取組

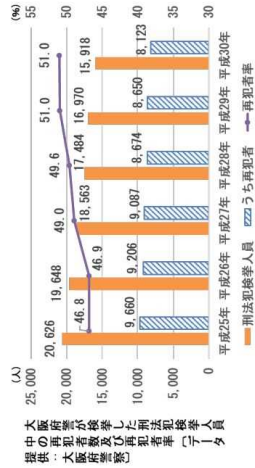
- ▼ 協力雇用主(犯罪をした者等を雇用している事業者)による犯罪をした者等の雇用を促進するための措置
 - ・ 府が実施する総合評価方式一般競争入札等における優遇措置
 - ・ 府域に所在する国機関に対する上記優遇措置導入の働きかけ
- ▼ 青少年の立ち直し支援
- ▼ 府による保護観察対象者等の直接雇用（非常勤職員の特例トライアル雇用）
- ▼ 府民理解の増進のための広報・啓発
- ▼ 啓発ポスター等の作製
- ▼ 再犯防止講演（民間支援団体等と連携した講師派遣）



計画の内容

序章 再犯防止の重要性

- 大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員の推移 H25：20,626人⇒H30：15,918人
うち、再犯者数及び再犯者率の推移 H25：9,660人(46.8%)⇒H30：8,123人(51.0%)
- 新受刑者数の推移 H25：1,927人⇒H30：1,430人
うち、再入者数*及び再入者率の推移 H25：1,109人(57.6%)⇒H30：908人(63.5%)
※再入所に係る犯行時の居住地が大阪府である者



- 人数は減少傾向にあるが、再犯者率や再入者率は上昇傾向
- 犯罪を抑制し府域の安全を高めていくためには、再犯防止の推進が重要

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨 「概要」欄参照
2. 計画の位置づけ 「概要」欄参照
3. 定義 「犯罪をしたもの等」、「再犯の防止等」の定義づけ
4. 基本方針 再犯防止推進法第3条の規定を踏まえ、次のとおりとする。
 - ① 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにして再犯防止に取り組む。
 - ② 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む。
 - ③ 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、各々の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない取組を実施する。
 - ④ 再犯防止の取組を広報することなどにより、広く府民の関心と理解を醸成する。

5. 計画期間 「概要」欄参照
6. めざす姿 「概要」欄参照

第2章 基本的な施策

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

大阪保護観察所において保護観察終了者のうち、終了時に無職である者の割合は3割を超えており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることから、犯罪をした者等の就労の確保に努め、生活基盤の安定を図れるよう取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 府が実施する入札等における協力雇用主の優遇措置【新規】
 - ▼ 府域に所在する国機関に対する上記優遇措置導入の働きかけ【新規】
 - ▼ 府による保護観察対象者等の直接雇用（非常勤職員）の短期トライアル雇用【新規】

(2) 住居の確保

大阪府内の刑務所を出所した者のうち、出所時に帰先がない者の割合は4分の1を超えており、犯罪をした者等が社会において安定した生活を送るためには恒久的・安定的な住居の確保が必要であることから、状況の改善に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 生活困窮者自立支援事業
 - ▼ 犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓
 - ▼ 府管住宅への入居における配慮

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がい者のための取組

刑法犯検挙人員のうち約5人に1人が高齢者であり、刑法犯の新受刑者数のうち精神障がい者等が占める割合は1割を超えていることから、一般的に福祉施策も活用し、犯罪をした高齢者や障がい者に対する総合的な支援に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 大阪府地域生活支援センター事業
 - ▼ 地域包括支援センターの機能強化支援
 - ▼ 認知症サポーターの養成
 - ▼ 障がい者支援施設「つばさ」の運営
 - ▼ 地域再犯防止推進モデル事業

(2) 薬物依存症者のための取組

覚せい剤取締法違反で検査された成人のうち同法違反の前科がある者が7割を超えているなど薬物依存症者の再犯者率は非常に高いことから、本人のみならずその家族等を言及した支援や、治療・支援等を提供する保健医療機関の充実に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 依存症相談、家族教室、専門研修の実施
 - ▼ 大阪ファミリーセンター(O.A.C.)の運営
 - ▼ 依存症の医療提供体制の強化

3 非行の防止等

(1) 非行の防止

犯罪少年の刑法犯検挙人員のうち再犯者が半数近くを占めていることから、教育、警察、福祉の関係機関等の連携による非行防止の推進に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 少年サポートセンターの運営
 - ▼ 少年非行防止活動ネットワークの活動支援
 - ▼ 少年補導協働員による立ち回り支援
 - ▼ 青少年指導員による青少年の健全育成と非行防止

(2) 学歴支援

学歴が就職等において不利に作用し、その結果として社会生活に適応できずに犯罪にまで至って、受刑と再犯の悪循環に陥ってしまう者も多く存在していることから、非行をした少年の継続した学びや、進学・復学のための支援に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 中途退学の未然防止に向けた総合的な取組
 - ▼ 児童自立支援施設「修徳学院」における学習支援

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(1) 性犯罪者に対する取組

性犯罪者は、二次被害への懸念等から潜在化しやすいと言われており、新たな被害を生まねばならないためにも、性犯罪者による再度の加害行為の防止に向けて取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 「大阪府子ども性犯罪から守る条例」に基づく取組
 - ▼ 地域再犯防止推進モデル事業
 - ▼ 警察による再犯防止対策

(2) ストーカー加害者に対する取組

ストーカー規制法に基づく「警告」や「禁止命令」といった規制を適正に行うとともに、ストーカー加害者等に対する精神医学的な治療や心理学的なカウンセリング等による再犯防止に取り組む。

- 《具体的施策》
- ▼ 被害者への接触防止のための措置
 - ▼ ストーカー加害者に対するカウンセリング等

(3) 暴力団員の社会復帰に関する取組

暴力団員の再犯率は非常に高いことから、それを阻止するため、関係機関・団体と連携し、暴力団組織からの離脱・就労などの社会復帰支援を推進していく。

- 《具体的施策》
- ▼ 関係機関・団体と連携した暴力団員の離脱・社会復帰支援の推進

(4) 薬物依存症者のための取組（再掲）

5 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

再犯の防止に関する取組は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える「保護司」を中心に、多くの民間協力者により支えられていることから、その人材確保に協力するとともに、府民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解が深まるよう、引き続き広報・啓発に努めていく。

- 《具体的施策》
- ▼ 保護司の人材確保支援【新規】
 - ▼ 再犯防止講演（民間支援団体等と連携した講師派遣）【新規】
 - ▼ 「社会を明るくする運動」大阪府推進委員会への参加
 - ▼ 再犯防止啓発月間における広報・啓発
 - ▼ 大阪府地域生活支援センターにおける広報・啓発活動等 ほか

6 国、民間団体等との連携強化

再犯防止に関する取組は、関係機関・団体と連携して推進していく必要があることから、府域を管轄している法務省の地方機関を中心に、府や民間支援団体等が密接に連携し、犯罪をした者等が抱える様々な問題を踏まえた施策を展開していく。

- 《具体的施策》
- ▼ 地方別（近畿）再犯防止施策推進協議会への参加
 - ▼ 法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会への参加
 - ▼ 大阪府再犯防止推進協議会の運営
 - ▼ 民間支援団体等との連携【新規】
 - ▼ 市町村に対する支援 ほか

第3章 推進体制等

1 推進体制

- 再犯防止推進庁内連絡会議
府内関係部課等の職員で構成。
全庁的な観点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部課等と連携し、計画の総合的な推進を図る。
- 大阪府再犯防止推進協議会（国機関や関係民間団体の職員で構成）
府域を管轄している国機関や関係民間団体の職員で構成。
関係機関・団体と連携し、必要に応じて学識経験者の意見等も伺いながら、計画の総合的な推進を図る。

2 進捗管理

- 毎年度、計画に位置付けた具体的施策の実施状況をとりまとめ、府ホームページで公表。
- 国の動向や社会状況の変化等を踏まえ、施策を展開し、必要に応じ、国に対して要望を行う。
- 次期計画については、今期計画の成果の検証と犯罪防止者等の特性に応じた効果的な支援に関するデータの収集を行った上で、策定に臨む。